

イノベーション・ネットワークあおもり設置要綱

(設置)

第1条 青森県内の産学官金の横断的なネットワークを構築することによって、豊富な地域資源のポテンシャルを結集した内発的なイノベーションを誘発し、地域経済社会の活性化に寄与するため、「イノベーション・ネットワークあおもり」(以下「イノベ・ネットあおもり」という。)を設置する。

(組織)

第2条 イノベ・ネットあおもりは、産学官金ラウンドテーブル、タスクフォースで構成する。

(代表)

第3条 イノベ・ネットあおもりに代表を置き、知事をもって充てる。

- 2 代表は、会務を総理する。
- 3 代表に事故があるとき、又は代表が不在のときは、あらかじめ代表が指名する者がその職務を代理する。

(産学官金ラウンドテーブル)

第4条 産学官金ラウンドテーブルは、地域のイノベーションの創出に関する重要な事項について意見を交換し、必要に応じて提言等を行う。

- 2 産学官金ラウンドテーブルのメンバーは、別表のとおりとする。
- 3 産学官金ラウンドテーブルは、必要に応じて代表が招集する。
- 4 代表は、産学官金ラウンドテーブルの進行を行う。
- 5 代表は、必要に応じてメンバー以外の学識経験者等を産学官金ラウンドテーブルに出席させることができる。

(タスクフォース)

第5条 タスクフォースは、地域のイノベーションの創出に関する実務的な事項について取り組む。

- 2 タスクフォースは、必要に応じて代表が招集する。
- 3 この要綱に定めるもののほか、タスクフォースに関し必要な事項は、代表が別に定める。

(庶務)

第6条 イノベ・ネットあおもりの庶務は、商工労働部新産業創造課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、イノベ・ネットあおもりの運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

<別表>産学官金ラウンドテーブルメンバー

一般社団法人青森県工業会会長
青森県商工会議所連合会会長
国立大学法人弘前大学学長
八戸工業大学学長
地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長
財団法人21あおもり産業総合支援センター理事長
株式会社青森銀行頭取
株式会社みちのく銀行頭取
青森県信用金庫協会会長
青森県知事

(順不同)